㈢　随時

実施公示	平成三十年三月一日（木）

備考

一　実施公示は、都道府県知事が行う。

二　試験の実施に係る事項については、都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている場合にあっては、都道府県職業能力開発協会）が定める。

第二　指定試験機関が実施するもの

次の表の上欄に掲げる検定職種については、同表の下欄に掲げる指定試験機関が実施公示を行うものとする。

検定職種	指定試験機関
ウェブデザイン	特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会
キャリアコンサルティング	特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会
ピアノ調律	一般社団法人日本ピアノ調律師協会
ファイナンシャル・プランニング	一般社団法人金融財政事情研究会
	特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
知的財産管理	一般財団法人知的財産研究教育財団
金融窓口サービス	一般社団法人金融財政事情研究会
接客販売	日本百貨店協会
着付け	一般社団法人全日本着付け技能センター
レストランサービス	一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会
フィットネスクラブ・マネジメント	一般社団法人日本フィットネス産業協会
ビル設備管理	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
機械保全	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
情報配線施工	特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会
ガラス用フィルム施工	日本ウインドウ・フィルム工業会
調理	公益社団法人調理技術技能センター
ビルクリーニング	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
ハウスクリーニング	公益社団法人全国ハウスクリーニング協会

第三　その他

天災その他やむを得ない事由により都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている場合にあっては、都道府県職業能力開発協会）が第一に掲げる技能検定の全部又は一部を実施することができない場合には、当該都道府県知事は厚生労働大臣に協議して、当該技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、当該技能検定受検申請書の提出期限その他当該技能検定の実施に必要な事項について変更することができる。

○国土交通省告示第二百六十三号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）第五条の規定により、次に掲げる資格を、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格として登録したので、同告示第十四条第一項第一号の規定により、公示する。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　登録年月日　平成三十年二月二十七日

㈡　登録番号　品確技資第二百十二号

㈢　資格の名称　河川技術者資格（河川維持管理技術者）

㈣　資格が対象とする区分

・施設分野　堤防・河道

・業務　点検・診断

・知識・技術を求める者　管理技術者

㈤　資格付与事業又は事務を行う者（法人）

・名称　一般財団法人河川技術者教育振興機構

・代表者の氏名　大西　亘

・住所　東京都千代田区麹町２ノ６ノ５

㈥　資格付与事業又は事務を行う事務所

・名称　河川技術者教育振興機構事務局

・所在地　東京都千代田区麹町２ノ６ノ５

二　㈠　登録年月日　平成三十年二月二十七日

㈡　登録番号　品確技資第二百十三号

㈢　資格の名称　ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）

㈣　資格が対象とする区分

・施設分野　堤防・河道

・業務　点検・診断

・知識・技術を求める者　管理技術者

㈤　資格付与事業又は事務を行う者（法人）

・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会

・代表者の氏名　村田　和夫

・住所　東京都千代田区三番町１番地

㈥　資格付与事業又は事務を行う事務所

・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会（ＲＣＣＭ資格制度事務局）

・所在地　東京都千代田区三番町１番地

三　㈠　登録年月日　平成三十年二月二十七日

㈡　登録番号　品確技資第二百十四号

㈢　資格の名称　河川技術者資格（河川点検士）

㈣　資格が対象とする区分

・施設分野　堤防・河道

・業務　点検・診断

・知識・技術を求める者　担当技術者